

第20回 中京テレビ杯争奪 中部女子学生ゴルフ選手権 ローカルルール

開催日 令和7年4月25日(金)

主催 中部学生ゴルフ連盟、中部高等学校・中学校ゴルフ連盟

後援 中部ゴルフ連盟、中京テレビ放送株式会社

協賛 中京ゴルフ倶楽部 石野コース、ブリヂストンスポーツ株式会社

この大会はR & A・U.S.G.A発行のゴルフ規則（2023年1月施行）及びこの競技のローカルルールを適用する。これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。別途規定されている場合、または適用規定が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（2罰打）とする。

1. アウトオブバウンズ(規則18.2)

- a) アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- b) アウトオブバウンズに止まつたり、そのアウトオブバウンズを超えて止まつた球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まつたとしてもアウトオブバウンズである。

2. レッドペナルティーエリア(規則17)

- a) 片方だけ定められているペナルティーエリアは無限に及ぶ。
- b) ペナルティーエリアが境界に隣接している場合、そのペナルティーエリアの縁はその境界まで及び、その境界と一致する。
- c) ペナルティーエリアの縁がコースの境界（アウトオブバウンズの境界）と一致する地点をプレーヤーの球が最後に横切ってからそのペナルティーエリアの中で見つかるか、そのペナルティーエリアの中に止まつたことが分かっている、または事実上確実な場合、ローカルルールひな型B-2. 1に基づいて反対側の救済を受けることができる。
- d) 3番、6番、13番ホールにおいて、第1打がレッドペナルティーエリアに入った場合、指定ドロップ区域から第3打でプレーすることができる。その際、球はドロップ区域にドロップされ、区域内に止まらなければならない。

3. 異常なコースの状態(動かせない障害物を含む)(規則16)

a) 修理地

- 1) 白線または青杭で標示してある区域。
- 2) 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。
- 3) パッティンググリーン上、あるいはフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるヤードージ用にペイントされた線や点は修理地として扱われ、規則16. 1に基づく救済を受けることができる。ヤードージ用のペイントがプレーヤーのスタンスにだけ障害となる場合、障害は存在しない。

b) 動かせない障害物

- 1) 白線の区域と動かせない障害物がつなげられている場合、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 2) 動かせない障害物で囲まれている庭園区域とその中に生長しているすべての物は、一つの異常なコース状態として扱われる。
- 3) ウッドチップやマルチ（木屑）などを表面に敷いた道路や通路。ウッドチップやマルチ（木屑）などの個体はルースインペディメントである。
- 4) U字排水溝はジェネラルエリアの一部として扱われ、ペナルティーエリアではない（例外：ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝）。
- 5) 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。
- 6) コース内の防球ネットは動かせない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり中や下を通さずニヤレストポイントを決めなければならない。但し、4番ホールにおいて、防球ネットを越えて5番ホールに止まつた球は、1罰打付加し

てその球を拾い上げ、指定ドロップ区域に球をドロップしてプレーすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。このローカルルールの違反の罰は2打。

7) 電磁誘導カート軌道

電磁誘導カート用の人工の表面を持つ2本の軌道は全幅をもって1つのカート道路とみなす。球がそのカート道路の上にある場合、規則16-1bに基づいて罰なしに救済を受けることができる。

4. 不可分な物

次の物は不可分な物であり、罰なしの救済は認められない。

- a) 樹木や他の常設物に密着させてあるワイヤー、ケーブル、巻物、その他の物。
- b) ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング(枕木等の構築物)。
- c) 18番ホールの橋及び石垣。(1罰打付加してアンプレヤブルの処置をとるか、レッドペナルティーエリアの救済処置をとる。)

5. 規則11. 1b例外2に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならないケースを制限するローカルルールひな型D-7

規則11. 1b例外2は、プレーヤーがパッティンググリーンからプレーした球が偶然に次のものに当たった場合には適用しない。

- ・そのプレーヤー、
- ・そのストロークを行うためにそのプレーヤーによって使用されたクラブ、または、
- ・ルースインペディメントとして定められる動物(ミズ、昆虫や簡単に取り除くことができる類似の動物)。

そのストロークはカウントし、球はあるがままにプレーしなければならない。

このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰: 規則14. 7aに基づく一般の罰。

6. 恒久的な高架の送電線

ローカルルールひな型E-11を適用し、次のように修正する: プレーヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、そのストロークはカウントしない。そのプレーヤーは規則14. 6にしたがって直前のストロークを行った場所から罰なしに球をプレーしなければならない。

例外: 高架線の鉄塔や支柱に球が当たった場合には適用しない。

7. 後方線上の救済を受けて、救済エリアの外からプレーした球 ローカルルールひな型E-12

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則16. 1c(2)、17. 1d(2)、19. 2b、19. 3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたときに最初に地面に触れた個所から1クラブレンジス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていないければ、適用する。

8. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替えについてのローカルルールG-9

規則4. 1b(3)は次のように修正される:

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中(プレーの中止中を含む)のそのプレーヤーやキャディによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則4. 1b(4)に基づいてクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則4. 1c(1)の処理を使用してすぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰 — 規則4. 1b参照

9. クラブと球の規格

- a) 適合ドライバーヘッドリスト: ローカルルールひな型G-1を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰: 失格

- b) 溝とパンチマークの仕様: ローカルルールひな型G-2を適用する。

- このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰:失格
c)適合球リスト:ローカルルールひな型G-3を適用する。
このローカルルールの違反の罰:失格

10. 険悪な気象状況によるプレーの中止(規則5, 7)

次の通報がプレーの中止と再開に使われる。
即時中断 : サイレンと放送によって通報する
中断 : サイレンと放送によって通報する
プレーの再開 : サイレンと放送によって通報する
注意:危険な状況のためにプレーを即時中断する場合、すべての練習区域は委員会がプレーを再開するまで閉鎖される。閉鎖された練習場で練習するプレーヤーには練習をやめるように勧告し、それでも練習をやめない場合には失格となることがある。

11. 練習(規則5)

- a)ストロークプレーのラウンド前、またはラウンドとラウンドの間、ローカルルールひな型 I - 1. 2を適用し、規則5. 2bは次の通り修正される:ラウンド前やラウンドとラウンドの間に、プレーヤーは競技コースで練習してはならない。規則5. 2の違反の罰:規則5. 2の罰則規定を参照。
例外:プレーヤーは競技日に練習用に用意されているコース内のすべての練習区域を練習のために使うことができる。
b)終了したばかりのパッティンググリーン上やその近くで練習することを禁止するローカルルールひな型 I - 2を適用し規則5. 5bは次の通り修正される:2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
・終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

12. キャディー

規則10. 3aは次のように修正される:プレーヤーはラウンド中、キャディーを使用してはならない。このローカルルールの違反の罰は、ローカルルールひな型8H1を適用する。

13. スコアカードの提出(規則3. 3b)

スコアリングエリア方式を採用する。

14. 競技終了時点

本競技は競技委員長の終了宣言をもって終了する。

15. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかつた場合、委員会は競技成立について別途協議するものとする。

16. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

17. 参加の取り消し

委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。

18. 行動規範

プレーヤーはエチケット違反、または非行があった場合には制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則1. 2aに基づいて失格とする場合がある。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加変更のあるときは、スターティングホールのティーイングエリア付近に掲示し告示する。
2. 使用ティは、コンペティションティとする。

3. 手引きカートは持ち込み、使用することができる。(ただし電動は除く)
4. 手引きカートを使用する場合、事故防止のためコース内のオートスロープの利用を禁止する。
5. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
6. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す場合がある。
7. コース内では緊急時以外の携帯電話の使用を禁止する。
緊急時の連絡先 桜丘高等学校 高森 携帯 090-1623-6177
8. 新型コロナウイルス感染防止のため、競技委員・顧問・選手・競技委員会が来場を認めた来賓等以外は第2駐車場を除き、ゴルフ場敷地内への立ち入りを禁止とする。
9. コース内でのプレー中以外は必ずマスクを着用すること。(練習グリーン上も含む)
10. 服装等は、大学生・高校生それぞれのユニフォーム規定を順守すること。
11. 開会式・閉会式は実施しない。表彰式は実施する予定。(優勝から第10位の者は必ず出席すること)
※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては表彰式を中止する場合がある。
12. 高校生について、団体加盟校は顧問の引率を義務付ける。

競技委員長